

架け橋



世界文化遺産 崎津教会を守れ!

平成31年1月17日(木) 天草市河浦町の崎津集落一帯において、火災想定訓練を実施しました。この訓練は、1月26日が文化財を火災等から保護し、国民の文化財愛護思想の高揚を図ることを目的とした『文化財防火デー』であることから、世界文化遺産である崎津教会を守ろうと実施されたものです。

崎津集落内において火災が発生し、周辺の木造家屋へと延焼拡大したとの想定で、通報段階からボランティアガイドや地域住民による避難、初期消火訓練のほか、消防隊による地上からの消火訓練を実施しました。

また、熊本県防災消防ヘリ『ひばり』による上空からの散水及びけが人の救助も実施されました。今後も、島民の宝である天草管内の文化財保護のため、訓練に励んでいきます。

主な内容

- 平成31年度当初予算…………… 2
- 平成31年度予算の主な事務・事業…………… 3
- 平成30年第4回定例会、平成29年度決算報告…………… 4
- 新ごみ処理施設整備事業に係る第2回住民説明会
防犯カメラの設置について…………… 5
- 119番通報についてのお知らせ…………… 6
- あなたのお店に消火器はありますか?…………… 7
- お知らせ…………… 8

2019.3

第45号

予算総額は34億7,367万円

平成31年度の当初予算については次のとおりとなります。

平成31年度の予算額は34億7,367万円で、前年度と比べると775万円（0.2%）の増額となっております。この主な要因は、財務会計システム及びイントラネットシステム機器更新に係る総務費の増や常備消防費人件費の増などによるものです。

（※金額は1万円未満を四捨五入）

歳入

歳入の約95%を占める「市町負担金」は、前年度と比べて31万円（0.0%）増加しています。（右表：参照）

このほか、「清掃センターの使用料等」6,730万円、常備消防費に充てる「繰入金」3,545万円、新ごみ処理施設整備事業に係る「国庫支出金」614万円、天草空港消防業務受託等の「県支出金」2,758万円などを計上しています。

市町負担金の内訳

（単位:万円・%）

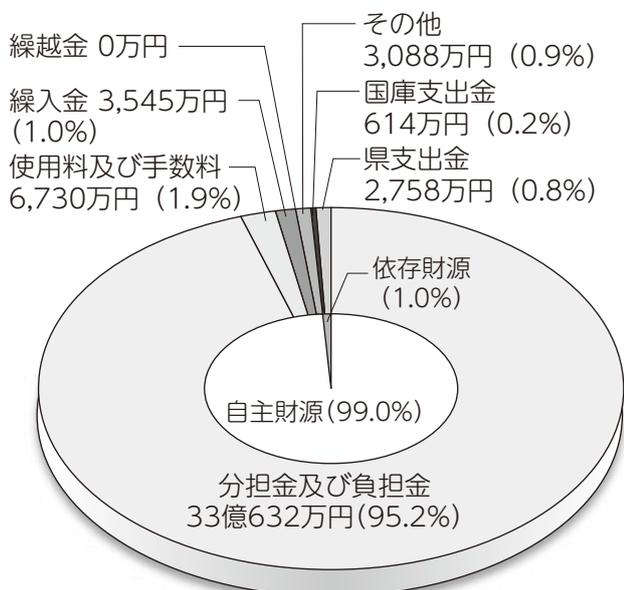
市町名	金額	前年度比較	
		増減額	増減率
天草市	221,939	△ 697	△ 0.3
上天草市	84,444	997	1.2
苓北町	24,249	△ 269	△ 1.1
計	330,632	31	0.0

歳出

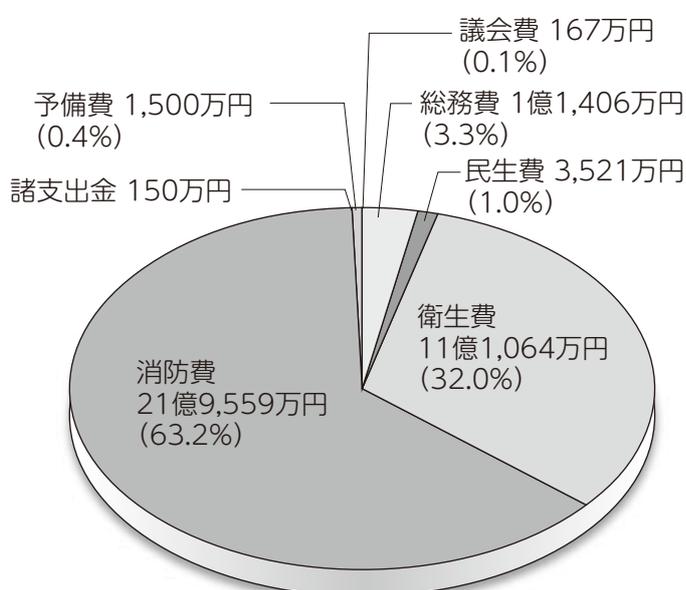
歳出については、第3次広域計画及び行政改革大綱に基づく、主要施策等の推進に必要な経費を計上しています。歳出予算中で最も大きな割合を占めるのは「消防費」で、常備消防の運営や、消防施設の整備、老朽化に伴う消防庁舎の整備などに伴う経費となっております。

続いて、ごみ処理施設を運営するための「衛生費」、総務費、介護認定審査会を運営するための「民生費」、「議会費」、「諸支出金」の順になっています。なお、昨年度まで計上していた「公債費」については、平成30年度で償還が全て完了したことにより、廃止しています。

【歳入】



【歳出】



平成31年度予算の 主な事務・事業

議会・総務関係

議会・監査事務や、広域連合の行財政運営および会計処理事務を行うとともに、広域計画に基づく広域行政事務の調査研究を進めていきます。

- 議会運営費……………1億1千407万円
- 総務運営費……………1億1千407万円

民生関係

介護を必要とする高齢者の自立した生活を社会全体で支えるため、関係市町と連携し、保健、医療、福祉に関する学識経験者を委員とした介護認定審査会を開催します。今年度は、天草圏域の6ヶ所で約290回の審査会を開催し、約1万件の審査を予定しています。

また、公平公正での確な審査判定及び審査会の円滑な運営、調整を図ることを目的に、新たに介護認定審査会運営委員会を設立します。

- 介護認定審査事業費……………3千521万円

衛生関係

本渡地区清掃センター、松島地区清掃センターおよび最終処分場については、周辺地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、点検等を十分に行い、計画的な補修工事を実施し、適正な管理運営に取り組みます。

また、関係市町と連携し、ごみの減量化及びリサイクルを推進していきます。

新ごみ処理施設の整備につきましては、住民皆様のご理解を得ながら事業を進めていきます。

- 清掃事務費……………3千676万円
- 本渡地区清掃センター運営費……………5億8千884万円
- 松島地区清掃センター運営費……………2億7千232万円
- 最終処分場運営費……………6千456万円
- 廃棄物再生処理施設運営費……………6千156万円
- 施設整備費……………8千659万円



消防関係

複雑・多様化する災害、救急要請に対応するため、消防隊員、救急救命士の養成、確保を図るとともに、各種資機材を更新し災害対応能力の向上に努めます。

また、各種車両の配備、松島分署の新庁舎建設を行い、地域防災拠点としての機能回復や総合的な消防力の強化に取り組みます。

- 常備消防運営費……………18億476万円
- 消防施設整備事業費……………2億4千141万円
(消防車・高規格救急車の購入など)
- 消防庁舎建設事業費……………1億2千226万円
(松島分署新築工事など)
- 天草空港消防業務受託事業費……………2千715万円



※金額は、1万円未満を四捨五入。

平成30年 第4回定例会

平成30年11月22日に開催された第4回定例会で、次の議案について審議され、原案のとおり可決・認定されました。

- 天草広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 平成30年度 天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 平成29年度 天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度決算報告

平成29年度の歳入歳出決算の概要についてお知らせします。

歳出の主なもの

(※金額は、1万円未満を四捨五入)

◆議会費・総務費…1億2,403万円（3.4%）

資材置場及び駐車場を整備し、地方公会計の整備に伴う固定資産台帳・財務書類作成業務委託を行うとともに、年4回の広報紙発行やホームページ掲載を通して、広域連合の取り組みや運営についてお知らせしました。

◆民生費…4,334万円（1.2%）

介護認定審査会を年286回開催し、9,319件の判定結果を関係市町に通知しました。

◆衛生費…10億6,494万円（29.0%）

清掃センターの焼却炉耐火物、不燃物排出機等の補修工事を行い、施設の適正な管理運営に取り組むとともに、新ごみ処理施設整備に向けたごみ処理基本計画策定業務委託や技術支援業務委託等を実施しました。

◆消防費…21億8,821万円（59.5%）

北消防署の庁舎建設工事を実施し、有明分署、河浦分署及び西天草分署の庁舎建設解体工事設計業務を行うとともに、救助工作車等を更新しました。

新ごみ処理施設整備事業に係る第2回住民説明会を開催

新ごみ処理施設の建設候補地である楠浦町立浦・観音地区の住民を対象として、2月4日に本渡地区清掃センターで、第2回目の住民説明会を開催しました。

当日は36名の出席があり、中村広域連合長より「新ごみ処理施設の1日も早い完成を目指し、用地交渉に入りたい。」また、「新施設の建設同意に関する協定書の締結を、本年3月末を目標として準備を進めさせていただきたい。」とあいさつ。その後、事務局より進捗状況と現段階での事業スケジュール等について説明を行いました。

参加者からは、「まだ地質調査の詳細な結果が出ない中で、用地を取得して大丈夫なのか」「新施設の青写真や振興策が決定してから用地を取得すべきではないか」など、様々なご意見をいただきました。事務局からは、現施設があることもあり、昨年実施した試験ボーリングで目処が立っていること、また、青写真や振興策については今後、各種

調査や地域との協議を進め、内容がまとまった時点で説明することを伝えました。また、施設規模に対する質問もあり、規模を小さくすることで稼働開始時期を2年ほど前倒しすることが可能であることも説明し、引き続きごみの減量化・資源化に対して理解を求めました。

今後、協定書締結に向けた協議については、地元区長等で組織する新ごみ処理施設連絡協議会において進めることとして、進捗状況については、これからも随時お知らせしていく予定です。



▲本渡地区清掃センターで行われた説明会

清掃センターからのお知らせ

防犯カメラの設置について

本渡地区清掃センターでは、場内を走行する際、車のスピードが速い方や、計量台に乗り降りをする際、急発進・急停車される方が見受けられます。

また、係員が気づかないところで、ごみの置去りや資源物の盗難が発生しております。

施設内における危険行為やルール違反の防止を目的に、防犯カメラの設置をいたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、施設利用される際には、ごみの出し方など、ルールを守られない方には、ご利用をお断りする場合があります。

同様に松島地区清掃センターには年内に防犯カメラの設置を計画しております。

施設利用のルール

- 計量台では急発進・急停車しないでください。
(台が揺れていると正確な計量ができず、計量器の故障原因になります。)
- センター場内は徐行(15km/h以下)してください。
- ごみ受付時間内での搬入をお願いします。
 - ・月～金曜日：午前8時45分～12時、午後1時～4時(祝日を除く)
 - 燃やせないごみは、毎月29、30、31日は持込みできません。
- ごみは分別してお持ち込みください。(場内で選別しますと混雑の原因になります。)
- 場内では係員の指示に従ってください。
- ごみ・資源物の出し方については、関係市町のごみ出しカレンダー等でご確認ください。



今後とも、ルールを守りセンターを適切に利用していただきますようお願いいたします。

通信指令センターから 119番通報について

皆さんがいざという時に掛ける119番通報。同じ通報でも、固定電話からと携帯電話からでは、受信の仕組みが少し違う事をご存知ですか？

固定電話

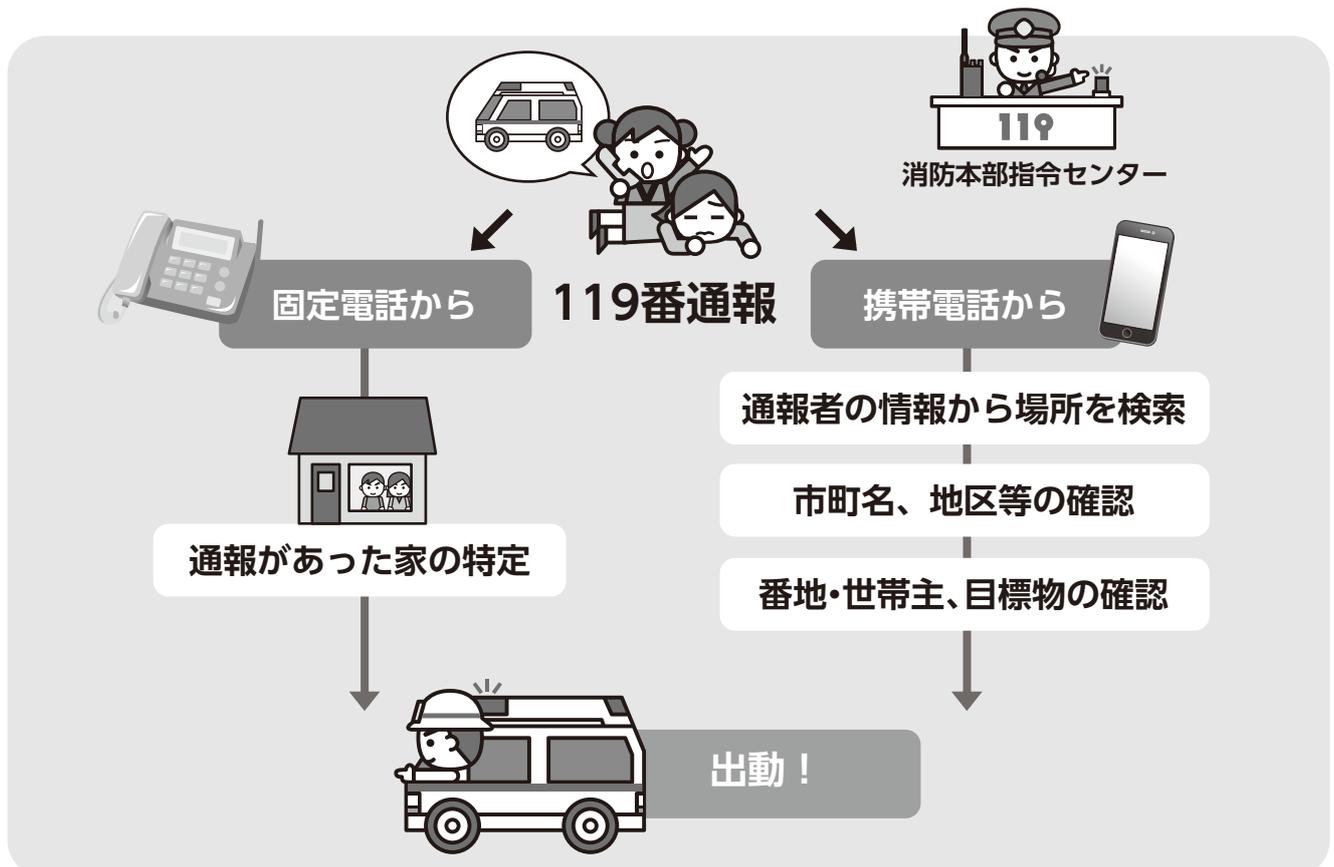
指令センターの画面に災害場所の地図が自動で表示される。
災害の場所が素早く特定でき、出動までの時間が早い。

携帯電話

指令センターに地図が自動では表示されない。
災害場所を特定するために、住所、世帯主の名前、目標になる建物等の聞き取りが必要なため、出動までに少し時間がかかる。
また、通報する場所によっては天草以外の消防本部(島原、宇城、水俣等)につながる場合があり、更に時間がかかる。

比べてみると、両方の電話がある場所では、固定電話から通報する方が便利です。
ただ、固定電話がそばにない場所では、携帯電話から通報するしかありません。違いを理解し、もしもの時スムーズな119番通報ができるようにしましょう。

災害場所の素早い特定に役立てるために、新築や引越をした時は、市役所や郵便局などへの届出とあわせて、最寄りの消防署にも連絡をお願いします。





あなたのお店に 消火器はありますか？

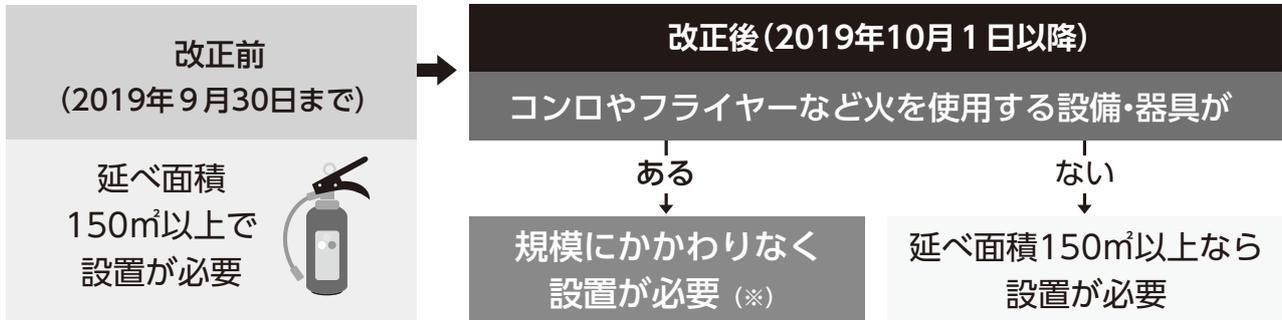
～飲食店を営業されている皆様へ～
消防本部からのお知らせ

2016年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、小規模な飲食店にも2019年10月1日からは、消火器具の設置が必要となります。



消火器具の設置が必要な飲食店



該当する飲食店では10月1日から設置が必要です。
9月30日までに設置をお願いします。

※熱源が電気のみので設備・器具（IHコンロなど）は、直接火を使用するわけではないので「火を使用する設備又は器具」に含まれません。

● 次の装置等がある場合は消火器具の設置が免除されます

(あくまでも延べ面積150㎡以上の飲食店には消火器具が必要です)

● 調理油過熱防止装置 (S i センサー)

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

● 自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置

● 圧力感知安全装置 (カセットコンロ)

過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

お問い合わせ先

詳しくは消防本部またはお近くの消防署・分署へお問い合わせください
()内はそれぞれの消防署の管轄です。各町の分署へのお問い合わせもどうぞ

- 消防本部予防課 ・ ・ ・ ☎0969-22-3305
- 中央消防署 ・ ・ ・ ・ ・ ☎0969-22-3376 (本渡、栖本、有明、御所浦、倉岳、新和、五和、苓北)
- 北消防署 ・ ・ ・ ・ ・ ☎0964-56-1048 (大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳)
- 南消防署 ・ ・ ・ ・ ・ ☎0969-73-2519 (牛深、天草、河浦)

春季全国火災予防運動！

3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動が実施されています。

春先は晴れる日が多く、また強風の吹きやすい気候となります。屋外で火を取り扱う場合は、必ず水バケツなどを準備し、空気が乾燥した日や強風が吹く日は避けましょう。
※火入れを行う場合、市町の許可及び消防署への届出が必要です。

住宅用火災警報器の点検を！

火災から大切な命、財産を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。また、せっかく取り付けした住宅用火災警報器も、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがあります。定期的に作動確認をしてください。自動試験機能がないものは交換期限が経過しないうちに交換してください。

また、自動試験機能があるものについては、故障警報が鳴ったときに交換してください。故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか製造メーカーにお問い合わせください。

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体又は電池を交換しましょう。



2019・2020年度 競争入札参加資格者の受付を実施します！

「**建設工事、測量・建設コンサルタント**」の競争入札参加資格審査申請及び「**小規模工事等契約希望者登録**」への参加申込《追加》を受け付けます。

受付期間：2019年4月1日から同月末日まで

有効期間：2019年6月1日から2021年7月31日まで

※申請用紙等は天草広域連合ホームページよりダウンロードしてください。

広報紙の発行月変更のお知らせ

これまで3月、6月、9月、12月に発行してきた広報紙を

平成31年度より1月、4月、7月、10月の発行に変更します。

発行月を変更し、これまでよりも皆様の身近な情報をお届けします。

これからもよろしくお願ひします。

※平成31年4月は休刊とします。あらかじめご了承ください。



空と海と人とのふれあい

天草広域連合

〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2

TEL：0969-24-3188

FAX：0969-24-2726

HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>